

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成26年 5月29日（木）

担当課：こども部 こども・青少年課

件 名：（仮称）大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例と規則の制定について	
提出理由： 放課後児童健全育成事業を運営する事業者が遵守すべき設備及び運営の基準に関する条例と規則を制定するにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景 - 平成24年8月に成立し公布された、子ども・子育て関連3法に基づいて、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）が平成27年4月1日から実施される。 - 新制度において、放課後児童健全育成事業は子ども・子育て支援法第59条に定める「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられ、質と量の充実を図っていくとされた。 - これに伴う児童福祉法の改正により、従前、概ね10歳未満とされてきた受け入れ対象児童は、小学校に就学する全児童となる。 - また、市町村は、厚生労働省令で定める基準を踏まえ、放課後児童健全育成事業を運営する市及び民間事業者が遵守すべき設備及び運営に関する基準を条例により定めなければならないとされた。 - 平成27年4月1日の新制度の実施に向け、放課後児童健全育成事業を開始しようとする民間事業者の準備期間を確保する必要があることから、平成26年10月までの条例制定が必要である。 2. 条例制定の基本的な考え方 - 本条例は、市及び民間事業者が遵守する基準を定めるものであることから、本市が実施するために既に制定している「放課後児童クラブ事業条例」とは別に定める。 - 厚生労働省令で定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」のうち、「従うべき基準」については、省令のとおり基準を定める。 - 参酌すべき基準については、省令が適正な事業運営に必要なものとして示す標準的なものと捉えられることから、省令のとおり基準を定める。	3. 条例及び規則の内容 (1) 条例に定める事項 ① 条例の趣旨 ② 基準における基本的な事項 - 児童が心身ともに健やかに社会で育成されることを保障 - 市長は、設備及び運営に関する最低基準の向上について、事業者に勧告できることを規定 - 事業者における一般原則（支援対象者、家庭、地域との連携、児童の健全な育成）を規定 (2) 規則に定める事項 - 非常災害対策 - 職員の一般的要件 - 職員の知識及び技能の向上等 - 設備の基準、衛生管理等 - 平等に取り扱う原則、虐待等の禁止 - 運営規程、事業者が備える帳簿 - 苦情への対応、秘密保持等 - 開所時間及び日数 - 保護者との連絡、関係機関との連携 - 事故発生時の対応 4. 県内他市の状況（平成26年5月現在） - 参酌基準のとおり条例に定める市：11市 - 参酌基準をもとに検討中の市：7市
経 過 H24. 8 子ども・子育て関連3法 公布 H25. 4 子ども・子育て会議(国)設置 H26. 4 省令公布(H26.4.30)	今後の予定 H26. 7 市民意見公募手続の実施 H26. 9 議案上程 H26.12 放課後児童クラブ事業条例の改正 H27. 4 設備・運営基準条例、児童クラブ事業条例施行